

【議院運営委員会】

○議院法制局法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第6号）

要旨

本案は、衆議院法制局に法案審査部を置こうとするものである。

なお、この法律は、令和5年4月1日から施行することとしている。

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第51号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外すること。
- 二 この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

○裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第52号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。
- 二 この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。